

費用対効果分析実施判定票

費用対効果分析実施判定票

別添様式

年度： 平成28年度

事業名： 由良川直轄河川改修事業

担当課： 河川計画課

担当課長名： 菅 良一

※各事業において、以下の(ア)及び(イ)の全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項 目	判 定	
	判断根拠	チェック欄
(ア)費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		
・事業目的に変更がない	事業目的に変更がない	■
外的要因		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない 判断根拠例[地元情勢等の変化がない]	・土地利用一体型水防災事業が完了 ・床上浸水対策特別緊急事業を採択	□
内的要因<費用便益分析関係>		
※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、上記2.~4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない 判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない]	B/Cの算定方法に変更がない	■
2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%*以内]	・需要量等の減少が10%以内	■
3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%*以内]	・事業費の増加が10%以内	■
4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%*以内]	・事業期間の延長が10%以内	■
(イ)費用対効果分析を実施することが効率的でない判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3力年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	・直近3力年の事業費の平均に対する分析費用割合:0.1% ・前回評価時の感度分析における下位ケース値:1.9	■
前回評価で費用対効果分析を実施している	平成25年度に実施(B/C 2.1)	■
以上より、費用対効果分析を実施するものとする。		

費用対効果分析実施判定票

別添様式

年度： 平成28年度

事業名： 和歌山下津港本港地区国際物流ターミナル整備事業

担当課： 港湾計画課

担当課長名： 三村 正樹

※各事業において、以下の(ア)及び(イ)の全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項 目	判 定	
	判断根拠	チェック欄
(ア)費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		
・事業目的に変更がない	事業目的に変更がない	■
外的要因		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない 判断根拠例[地元情勢等の変化がない]	・地元情勢等の変化がない ・周辺に新たに事業化した区間がない	■
内的要因<費用便益分析関係>		
※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、上記2.~4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない 判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない]	B/Cの算定方法に変更がない	■
2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%*以内]	・需要量等の減少が10%以内	■
3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%*以内]	・事業費の増加が10%以内	■
4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%*以内]	・事業期間の延長が10%以上(事業期間を5年間延長)	□
(イ)費用対効果分析を実施することが効率的でない判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	・直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用割合:0.7% ・前回評価時の感度分析における下位ケース値:3.4	■
前回評価で費用対効果分析を実施している	平成25年度に実施(B/C 4.0)	■
以上より、費用対効果分析を実施するものとする。		

費用対効果分析実施判定票

別添様式

年度：平成28年度

事業名：一般国道161号 湖北バイパス

担当課：道路計画第一課

担当課長名：橋本 亮

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項 目	判 定	
	判断根拠	チェック欄
(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		
・事業目的に変更がない	事業目的に変化がない	■
外的要因		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない 判断根拠例[地元情勢等の変化がない]	平成27年度に同一路線の「湖西道路(真野～坂本北)」が事業化	□
内的要因<費用便益分析関係>		
※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、下記2～4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない 判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない]	B/Cの算定方法に変更がない	■
2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%※以内]	需要量等の減少が10%以内	■
3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%※以内]	事業費の増加が10%以内	■
4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%※以内]	事業期間の延長が10%以内	■
(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でない判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3力年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	■ 直近3力年の事業費の平均に対する分析費用割合：2.7% ■ 前回評価時の感度分析における下位ケース値：1.2	■
前回評価で費用対効果分析を実施している	平成25年度に実施(B/C 1.5)	■
以上より、費用対効果分析を実施するものとする。		

費用対効果分析実施判定票

別添様式

年度：平成28年度

事業名：一般国道8号 米原バイパス

担当課：道路計画第一課

担当課長名：橋本 亮

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項目	判定	
	判断根拠	チェック欄
(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		
・事業目的に変更がない	事業目的に変化がない	■
外的要因		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない 判断根拠例[地元情勢等の変化がない]	周辺に新たに事業化された区間がなく、地元情勢等の変化がない	■
内的要因<費用便益分析関係>		
※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、下記2～4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない 判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない]	B/Cの算定方法に変更がない	■
2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%※以内]	需要量等の減少が10%以内	■
3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%※以内]	事業費の増加が10%以内	■
4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%※以内]	事業期間の延長が10%以内	■
(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でない判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3力年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	■ 直近3力年の事業費の平均に対する分析費用割合：2.1% □ 前回評価時の感度分析における下位ケース値：0.9	■
前回評価で費用対効果分析を実施している	平成25年度に実施(B/C 1.1)	■
以上より、費用対効果分析を実施しないものとする。		

費用対効果分析実施判定票

別添様式

年度：平成28年度

事業名：一般国道27号 西舞鶴道路

担当課：道路計画第一課

担当課長名：橋本 亮

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項目	判定	
	判断根拠	チェック欄
(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		
・事業目的に変更がない	事業目的に変化がない	■
外的要因		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない 判断根拠例[地元情勢等の変化がない]	周辺に新たに事業化された区間がなく、地元情勢等の変化がない	■
内的要因<費用便益分析関係>		
※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、下記2～4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない 判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない]	B/Cの算定方法に変更がない	■
2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%※以内]	需要量等の減少が10%以内	■
3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%※以内]	事業費の増加が10%以内	■
4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%※以内]	事業期間の延長が10%以内	■
(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3力年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	■ 直近3力年の事業費の平均に対する分析費用割合：1.9% ■ 前回評価時の感度分析における下位ケース値：1.3	■
前回評価で費用対効果分析を実施している	平成25年度に実施(B/C 1.7)	■
以上より、費用対効果分析を実施しないものとする。		

費用対効果分析実施判定票

別添様式

年 度： 平成28年度

事 業 名： 一般国道42号 すさみ串本道路

担当課： 道路計画第一課

担当課長名：橋本 亮

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項 目	判 定	
	判断根拠	チェック欄
(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		
・事業目的に変更がない	事業目的に変化がない	■
外的要因		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない 判断根拠例[地元情勢等の変化がない]	周辺に新たに事業化された区間がなく、地元情勢等の変化がない	■
内的要因<費用便益分析関係>		
※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、下記2～4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない 判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない]	B/Cの算定方法に変更がない	■
2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%※以内]	需要量等の減少が10%以内	■
3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%※以内]	事業費の増加が10%以内	■
4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%※以内]	事業期間の延長が10%以内	■
(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3力年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	■ 直近3力年の事業費の平均に対する分析費用割合：5.0% ■ 前回評価時の感度分析における下位ケース値：1.1	■
前回評価で費用対効果分析を実施している	平成25年度に実施(B/C 1.2)	■
以上より、費用対効果分析を実施しないものとする。		

費用対効果分析実施判定票

別添様式

年度： 平成28年度

事業名： 九頭竜川水系直轄砂防事業

担当課： 河川計画課

担当課長名： 菅 良一

※各事業において、以下の(ア)及び(イ)の全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項 目	判 定	
	判断根拠	チェック欄
(ア)費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		
・事業目的に変更がない	事業目的に変更がない	■
外的要因		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない 判断根拠例[地元情勢等の変化がない]	地元情勢等の変化がない	■
内的要因<費用便益分析関係>		
※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、上記2.～4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない 判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない]	B/Cの算定方法に変更がない	■
2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%*以内]	需要量等の減少が10%以内	■
3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%*以内]	事業費に変更がない	■
4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%*以内]	事業期間に変更がない	■
(イ)費用対効果分析を実施することが効率的でない判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	■ 直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用割合:2.7% ■ 前回評価時の感度分析における下位ケース値: 1.4	■
前回評価で費用対効果分析を実施している	平成25年度に実施(B/C 1.6)	■
以上より、費用対効果分析を実施しないものとする。		

費用対効果分析実施判定票

別添様式

年度： 平成28年度

事業名： 大阪港南港東地区国際物流ターミナル整備事業

担当課： 港湾計画課

担当課長名： 三村 正樹

※各事業において、以下の(ア)及び(イ)の全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項 目	判 定	
	判断根拠	チェック欄
(ア)費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		
・事業目的に変更がない	事業目的に変更がない	■
外的要因		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない 判断根拠例[地元情勢等の変化がない]	・地元情勢等の変化がない ・周辺に新たに事業化した区間がない	■
内的要因<費用便益分析関係>		
※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、上記2.~4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない 判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない]	B/Cの算定方法に変更がない	■
2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%*以内]	・需要量等の減少が10%以内	■
3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%*以内]	・事業費の増加が10%以内	■
4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%*以内]	・事業期間の延長が10%以内	■
(イ)費用対効果分析を実施することが効率的でない判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	・直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用割合：13% ・前回評価時の感度分析における下位ケース値：1.1	■
前回評価で費用対効果分析を実施している	平成25年度に実施(B/C 1.2)	■
以上より、費用対効果分析を実施しないものとする。		